



常識が変わる

麦一粒
Hitotsubu Mugi

かつて、「業界の常識」とされてきたことがもはや通用しなくなっている。およそ二五年前に業界の片隅に身を置くことになった際、何一つ業界のことを知らず、厳しく叱咤しったされながら、最低価格自動落札や予定価格上限拘束、総価請負といった言葉を、どれも「業界の常識。法律上の大原則」と言われながら、一つひとつ覚えていった。

時はまさに総合評価落札方式が新たに導入され、国土交通省で試行が始まったばかりだった。毎日、技術提案型、簡易型など新たな総合評価方式の型式を学び、業界の声と国土交省の動向を追いかけていた。様々な試行錯誤を経て、いまや国土交省直轄工事における適用率は九

九%を超え、現状ではもはや自動落札は原則ではなくなった。最低価格の部分についても、地方自治法で認められている最低制限価格を適用できない国直轄工事の入札の原則であったはずだが、施工体制確認型総合評価方式の導入以降、実質的に下限価格が設けられている状態だ。

予定価格上限拘束や 総価請負の原則すら 変わっている

会計法の予定価格上限拘束性は、幾度となく改正を求める声が上がったものの、「予算制度上、改正されることはない」とされ、いまだ

で認められるのであれば、ナフサ由来の資材に関しては入札者が価格変動リスクを実質的に負わないことになる。

価格高騰で民間工事でも 見直しの動き

公共事業だけでなく、民間工事でも、総価請負の原則を見直す機運を確実に感じている。つい数年前まで「総価請負以外の方法は思いつかない」として、建設工事段階でのリスクと責任を受注者に委ねていた大手デベロッパーも、あまりにも急激なマンション価格の高騰のなかで、コスト上昇の内訳に強い関心を示すようになった。一部デベロッパーでは既に、施主と工事内容や価格を協議・合意したうえで元請けと契約する「コストオン契約」を採用し始め、確実に広がっている。ただ、この契約は元請けと専門工事業者の間の責任範囲を巡って課題があるとされてきた。こうした課題に対応するため、コストプラスフィー

変更契約で費用を上乗せできる仕組みで、実質的な原則の打破を図っている。今後も、昨今の建設コスト高騰を受けて、原則を実質的に無効化する動きは強まるだろう。

「業界の常識」とされ、近年まで疑義を挟み込む声が少なかった「総価請負」の原則も、担い手確保や働き方改革、建設費高騰の流れのなかで変わり始めた。例えば、契約自由の原則下の総価請負では、技能者の働く日数を総価の範囲内で受注者が決められるはずだが、週休二日の定着に向けて、発注者が労働日数を指定する工事も出てきている。価格も、契約事項は総価だけで、個別の単価については受注者の責任において決定できるはずだが、技能者の処

遇改善に向けた改正建設業法で標準労務費が導入され、受注者は技能者の人件費を過度に変動させられなくなった。コストプラスフィー契約の要素の一部を導入するような考え方であり、この時点で既に総価請負ではないと言っても過言ではない。

先般、中東情勢の影響によるナフサ由来の建設資材の高騰を受けて国土交省が運用を始めた「追加費用の設計変更」も、これまでの常識では考えられない対応だったと認識している。本来、適用されるはずの単品スライド条項に設けられている「請負額の1%以内は受注者負担」というルールは、入札参加者が価格変動リスクも考慮した価格を入札するという総価請負の原則を踏まえ、その入札者が許容しうる変動率が1%とされたから定められたものだった。当時も業界から異論はあったと記憶しているが、総価請負の原則のなかで、一定のリスクを受注者が負担するのは当然とされた。ところが今回、追加費用が設計変更

契約といった既存の契約方式だけでなく、コストを受発注者で建設後に精算してフィーも分配する新しい方法がないかを真剣に考え始めたデベロッパーもいる。英国などの海外でも、総価請負はかつて原則だった。だが、受発注者での紛争の多発などから、コストプラスフィーなど様々な方式が生み出されてきた。そして、現在もこれらは発注者と受注者の双方がウィンウィンの状態を保てる契約のあり方を模索し続けて、契約方式は進化を続けている。わが国でも、デベロッパーと建設業界がともに着地点を探るための協議を開始しており、その議論がまた「業界の常識」を覆す方向に進むかもしれない。

新しい原則を生み出す時

このように、長い時間をかけて数々の「原則」が実質的に無効化されてきた。つまり、原則を定めている法律が社会実態とかけ離れて形骸化しているのだ。高市政権の誕生

で、予算の「常識」だった「単年度主義」すら覆されようとしている時代だ。重要なポイントは、これらのいずれの原則変更も、受注者側や建設業界側の要望と期待があって実現されてきたということだ。発注者と受注者が手を取り合って、新しい原則を生み出すことに二の足を踏む人はもはやいまい。是非とも、関係者それぞれが「自分事」として、前向きな議論が進むことを期待したい。